

令和7年（2025年）2月14日  
環境部公園みどり推進課

## 「豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部改正（素案）」への 意見募集に関する意見公募手続の結果について

令和6年（2024年）11月22日～12月13日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

### （1）集計結果

#### ①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール	1	1
4	電子申込システム		
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	1	1

#### ②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者		
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	1
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	その他（市民等の区分が未記入のもの）		
	合計	1	1

## (2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	全体	今回の意見募集では「制定後約 50 年間、当該条項に係る事象がないこと」などが趣旨となっているが、そもそも条例等における罰則規定には、違反行為に対する抑止力の役割がある。そのため、これまでに罰則規定の運用なしで至ったのが良いことであり、事象がないからといって削除したら良いというものではない。今回の一部改正（素案）は実施せず、これまで通りに罰則規定を盛り込んでおくことを求める。	条例制定当時との社会情勢の移り変わりや、制定後約 50 年間、当該条項に係る事象がないことなどから、今回の改正に至ったものです。 今回の改正後は、違反行為に対しては、刑法上の器物損壊罪や民事上の損害賠償請求等が抑止力の役割を果たすと考えております。